

いじめ防止基本方針

豊岡市立高橋小学校

豊岡市立高橋小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条によると、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。**【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）**

2 校内組織体制

- ・ 別掲 1

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

いじめの問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、以下のようないくつかの取り組みを通じて好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むことが必要です。

- ・教師の気づきと実態把握による子どもや学級の様子を知る。
- ・授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・自己有用感、自己肯定感の育成
- ・子どもと向き合う時間の確保

(2) 研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・保護者、教員向け情報モラル研修会の実施（2月）
- ・児童生徒向け情報モラル研修会の実施（2月）
- ・生活アンケート、個別面談に基づく児童理解交流会（年5回）

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む活動
- ・異年齢交流、「人権の花」づくり等

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月、12月）
- ・いじめ基本方針のホームページ公開
- ・オープンスクール、学校便り、学級通信の発行
- ・「人権教育研修会」への参加、人権標語・人権ポスター応募、

4 いじめの早期発見（いじめの徵候を見逃さない：見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・日々の観察及び記録
- ・人間関係の把握
- ・日記や連絡帳を活用し、担任と子供・保護者が日頃から連絡を密に取る。
- ・Q-Uテストの実施と分析（年2回）6月、11月
- ・定期的なアンケート、教育相談（個別面談）の実施（5月、9月、2月）
＊子どもの心を理解する強化月間（5月、9月、2月）

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（1）基本的な考え方

いじめの徵候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

（2）いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければなりません。合わせて、直ちに学級担任、生活指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職に報告します。

（3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①子どもに対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

（4）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

①子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の元、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を元に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

- ・家庭や地域への啓発
- ・情報モラルに関する指導

(7) 関係機関との連携

- ・教育委員会との連携（指導主事・学校支援チーム等）
- ・警察との連携（いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等）
- ・子ども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等との連携・
- ・ネット上の書き込みや画像等への対応

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- ・学校評価アンケート（7月、12月、3月）
- ・P D C Aサイクルによる定期的な見直し
- ・「いじめ対応チーム」会議
- ・「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修等

詳しくは、別掲2参照

いじめ早期発見のためのチェックリスト ※は本校独自

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 遅刻・早退・欠席が多くなる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う
- 教師が近づくと、集団が黙り込む※
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識がみられる※
- 教師が近づくと、集団が分散する※

校内組織体制

